

建設業における労働災害発生状況 及び労働災害防止対策について



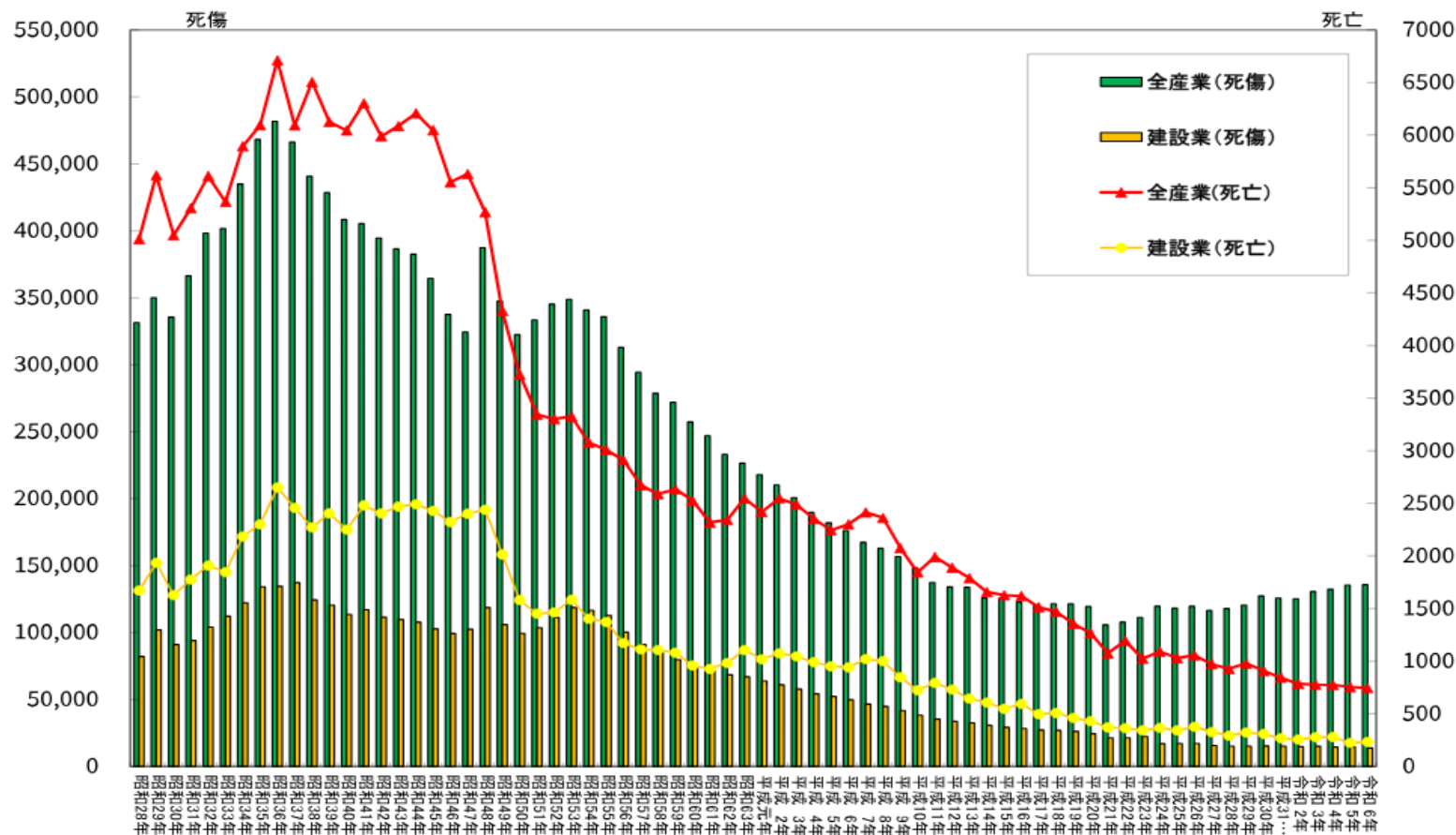
鶴見労働基準監督署

— 本日の説明内容 —

- 1 建設業における労働災害の発生状況**
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 個人事業者等の安全衛生対策に係る法令改正について
- 4 その他労働災害防止対策

建設業における災害発生状況～長期～

- ・死亡災害は全業種・建設業ともに減少傾向にある。
- ・死傷災害は全業種においては下げ止まりの傾向にある。



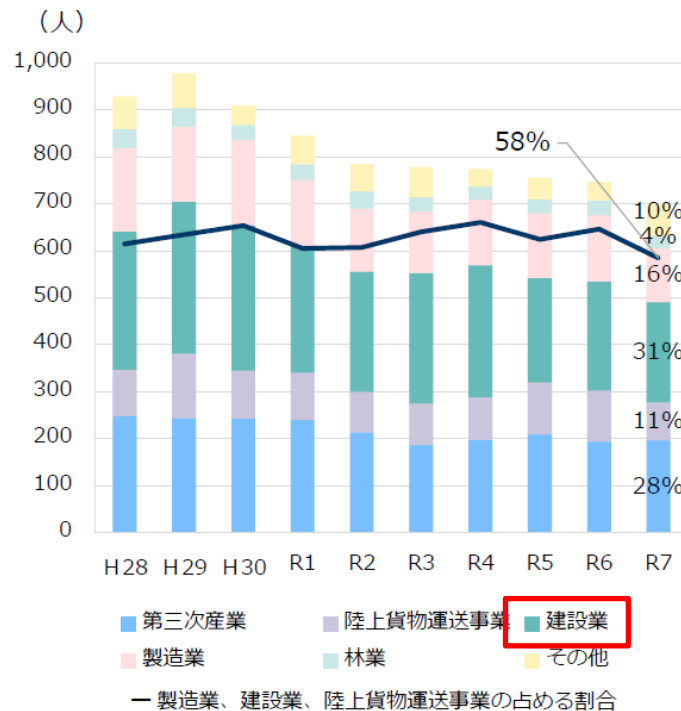
1. 昭和47年までの休業8日以上之死傷災害件数については、労働者死傷病報告による。
2. 昭和48年以降平成23年まで休業4日以上之死傷災害件数については、労災給付データによる。
3. 平成24年以降の休業4日以上之死傷災害件数については、労働者死傷病報告による。
4. 死亡災害件数については、「死亡災害報告」による。
5. 平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死傷者を除く。
6. 令和2年以降は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く。

※建設業労働災害防止協会のHPから引用

全産業における災害発生状況

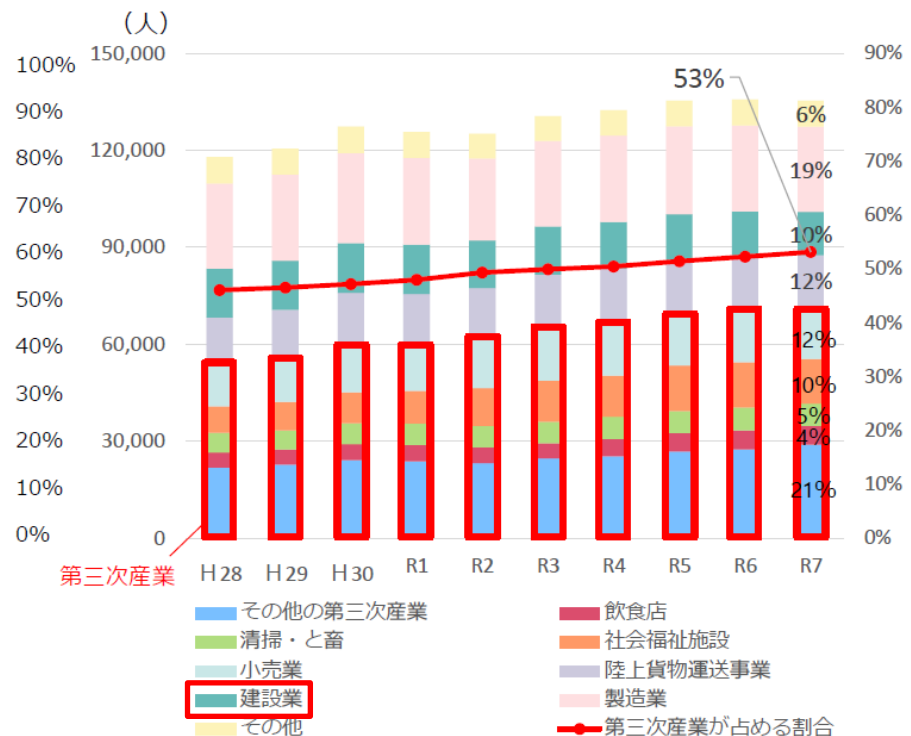
- ・令和7年における建設業の死亡災害の発生件数(214件)は全産業の中で突出して多い。

死亡災害



出典：死亡災害報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

休業4日以上の死傷災害

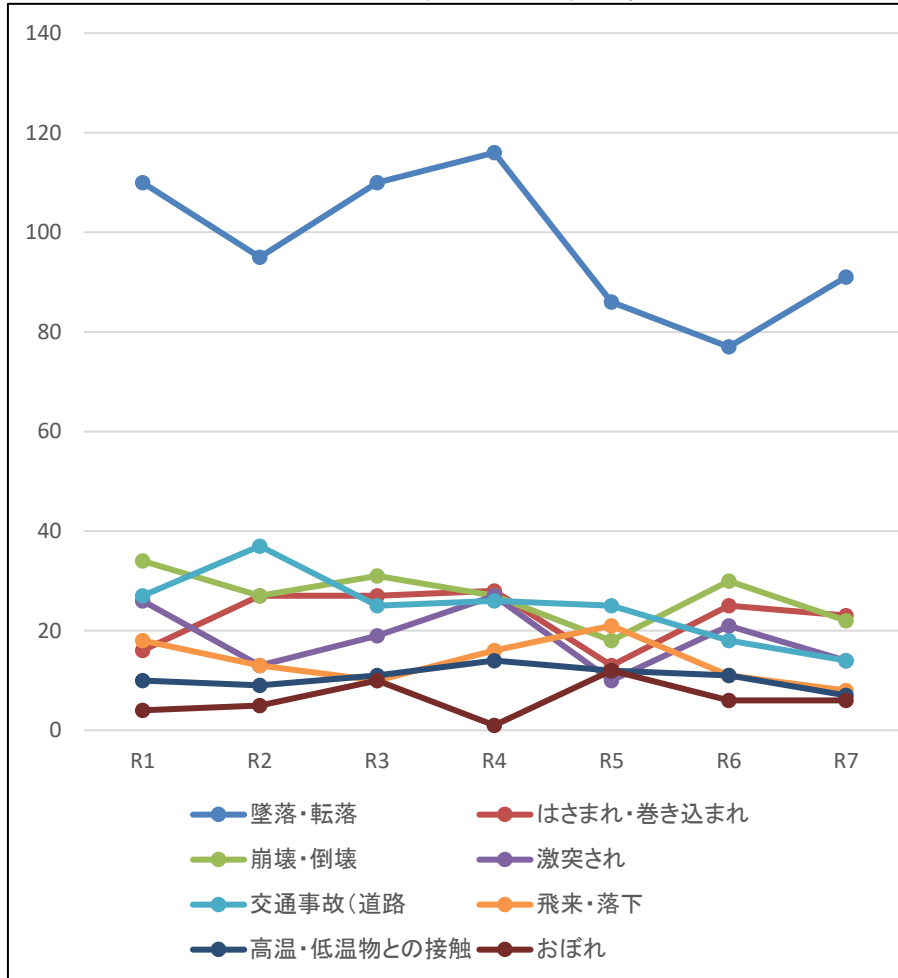


出典：労働者死傷病報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

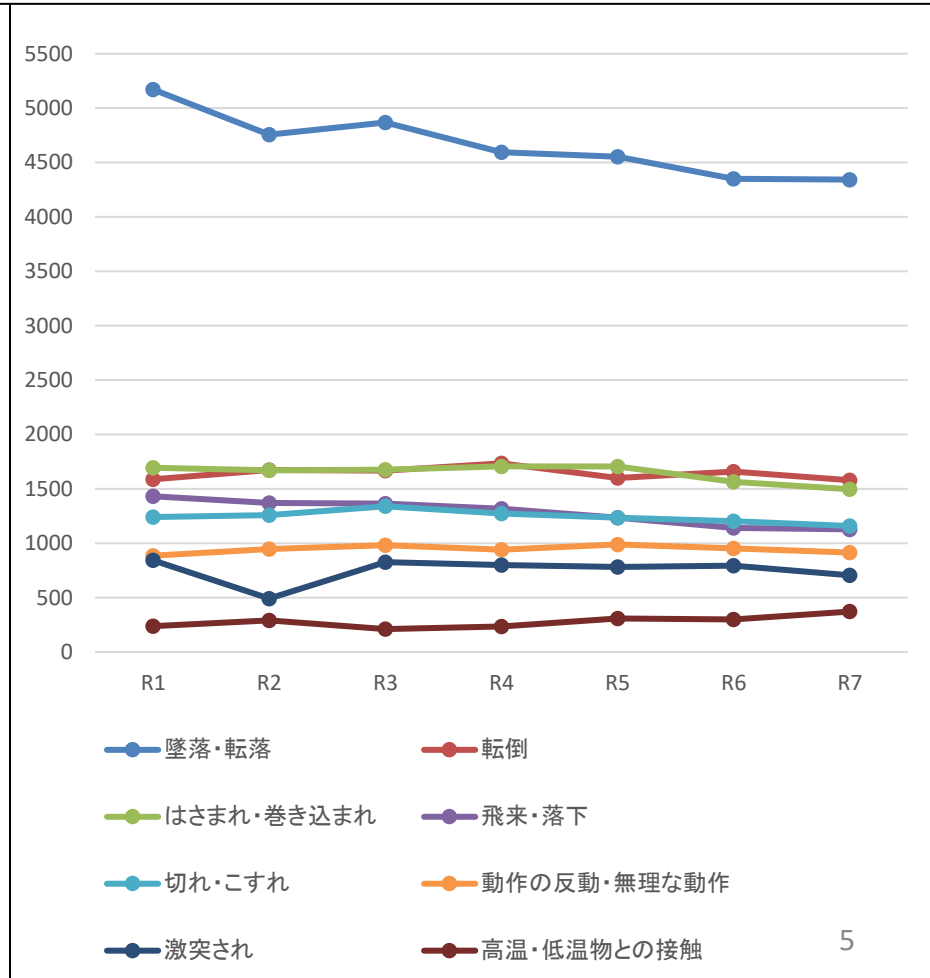
建設業における災害発生状況 ～事故の型別～

- ・死傷災害、死亡災害共に墜落・転落が突出して多い。

死亡災害発生件数



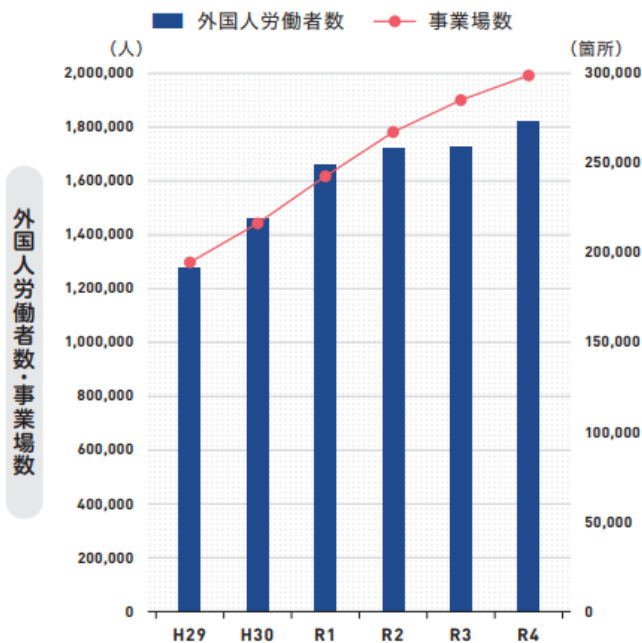
死傷災害発生件数



労働災害の発生状況(全業種)～外国人労働者～

- ・外国人労働者数の増加に伴い、外国人死傷者数も増加している。
- ・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者と比較して高い。

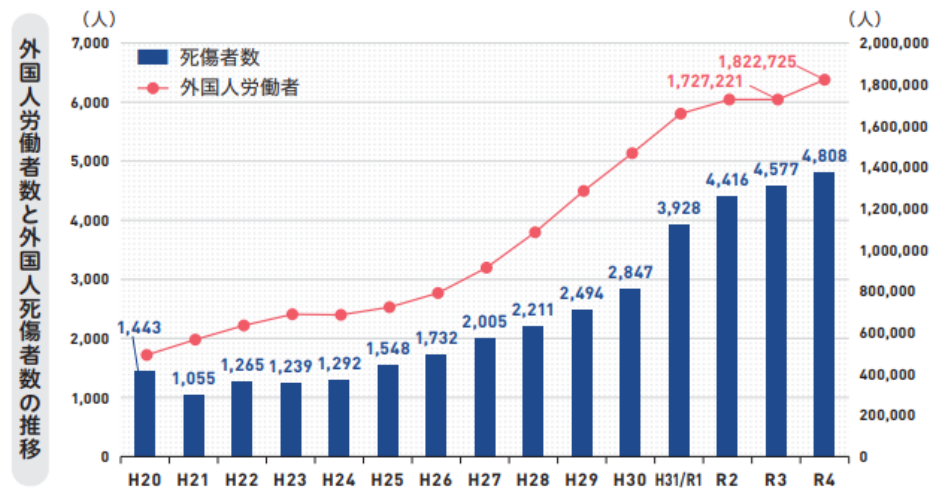
外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



※令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和3年10月末現在) より数値引用

全ての労働者と比較して外国人労働者の労働災害発生率は高く対策が急務

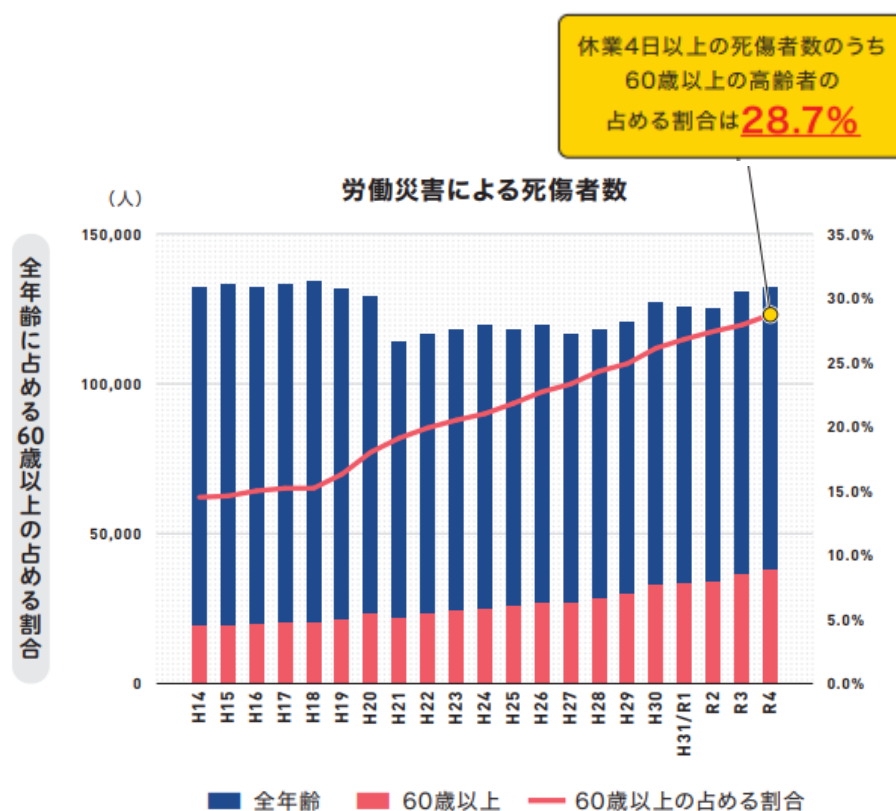
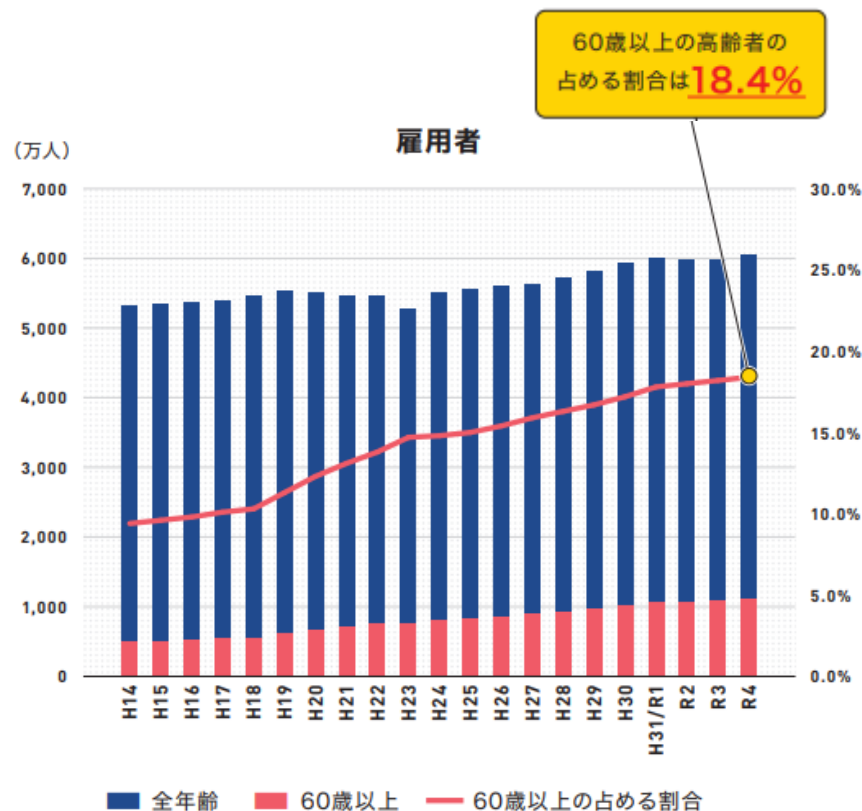
令和3年死傷年千人率	
全て(役員除く)	2.32
外国人労働者	2.64



労働者死傷病報告の様式改正に伴い、平成31年以降の死傷者数は平成30年までとは把握の方法が異なっている。 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働災害の発生状況(全業種)～高年齢労働者～

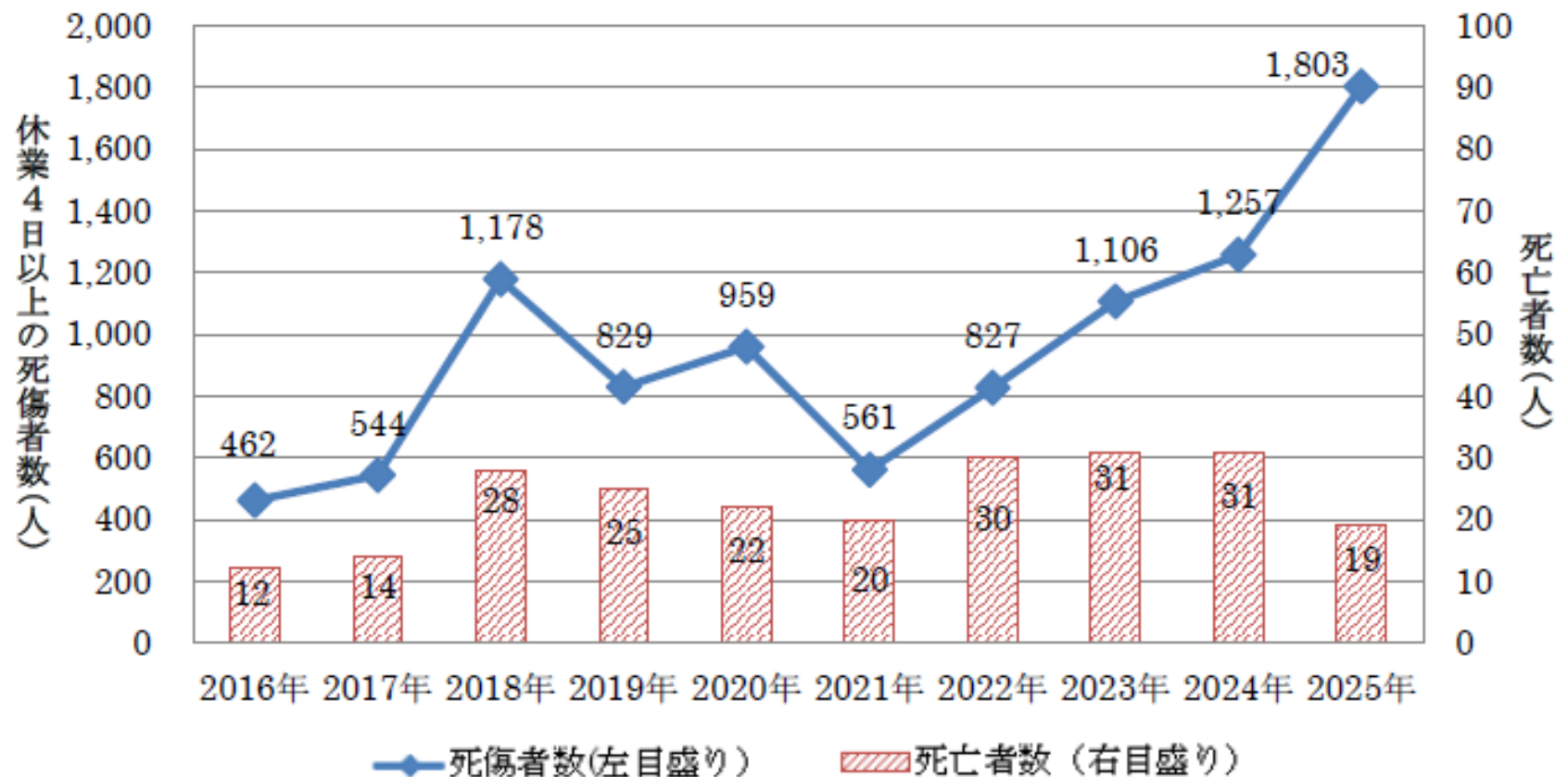
- ・高年齢労働者数が増加しており、高年齢労働者の死傷者数も増加している。
- ・高年齢労働者は労働災害のリスクが高い。



熱中症の発生件数～年別～

- ・死傷者数は増加傾向にあるが、死亡者数(2025年)は前年より大きく減少

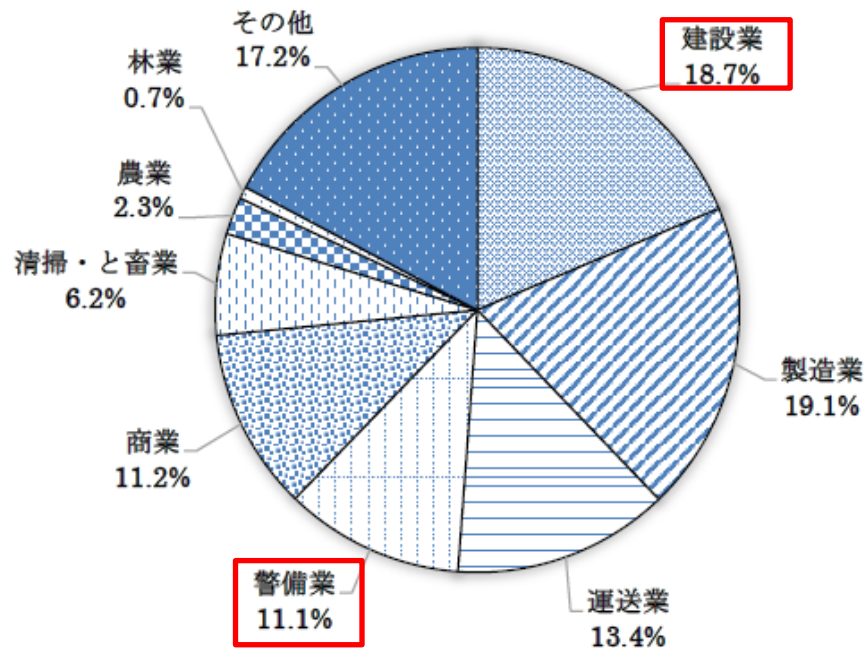
職場における熱中症による死傷者数の推移



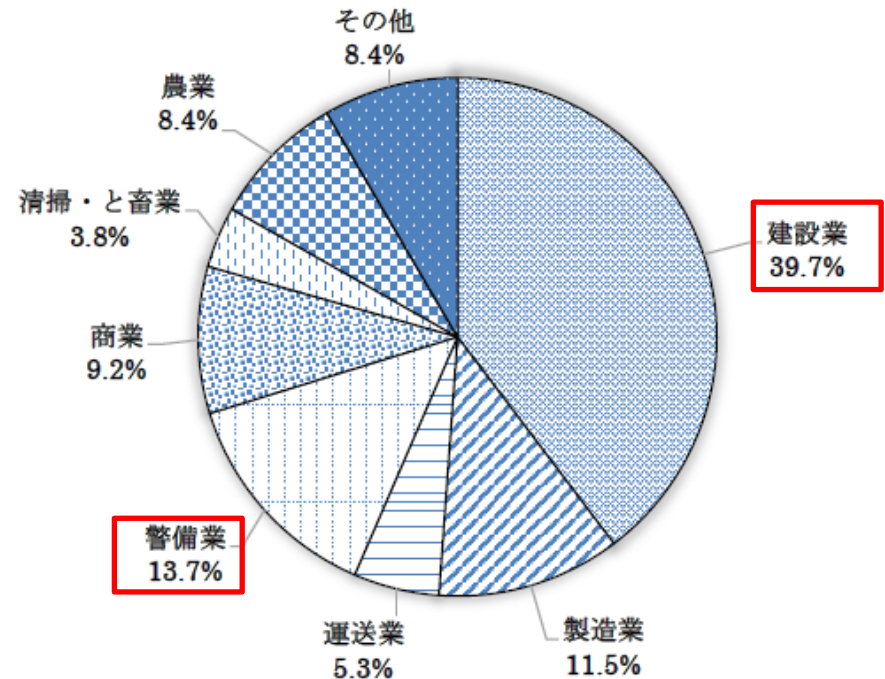
熱中症の発生状況～業種別～

- ・死亡災害は建設業で多く発生している。
- ・警備業は熱中症の危険性が極めて高い。

熱中症による業種別死傷者数の割合（2021～2025年計）

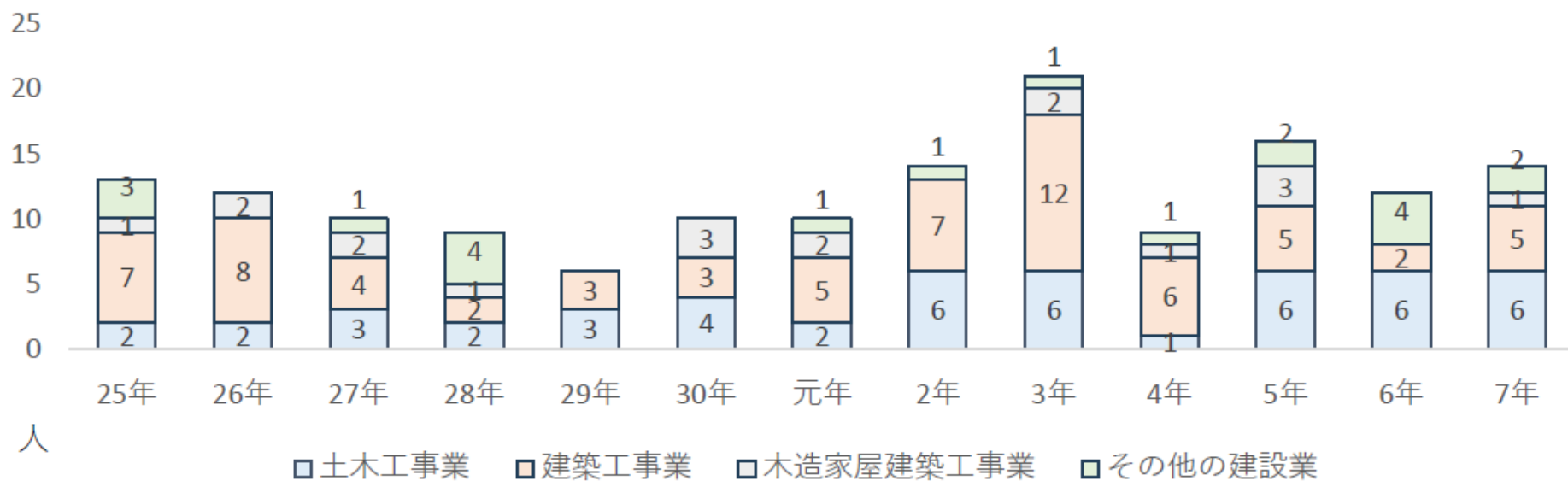


熱中症による業種別死亡者数の割合（2021～2025年計）



建設業における災害発生状況(神奈川)

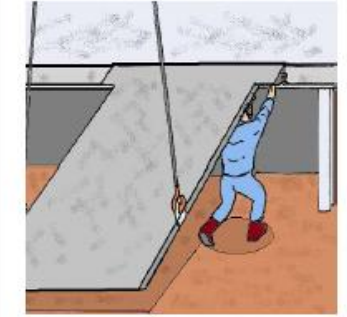
～死亡災害発生件数～

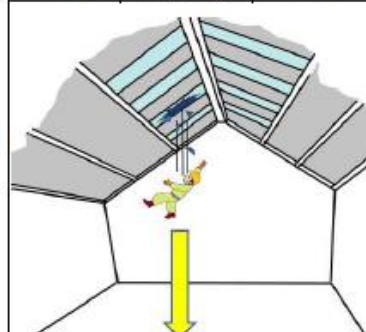


令和7年の死亡災害発生状況(神奈川県)

冊子P11~15

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	2月 9時頃	その他の建設業 1~9人 40~44歳	コンベア はさまれ、巻き込まれ	【発生状況】 ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の倉内から発見され、死亡が確認されたもの。 【災害防止のポイント】 ① 元方事業者とコンベヤー管理事業者との間(それぞれの関係請負人を含む)で、あらかじめ、日々の工事時間帯、コンベヤー稼働時間帯等具体的な情報の共有を行う。 ② コンベヤー上の作業者がコンベヤーに巻き込まれることを防止するため、無線機、携帯電話等により工事関係者とコンベヤー設備管理者との連絡を常時確保し、退避確認の合図等を定める。 ③ 異常事態発生時にコンベヤーの稼働を即時停止できるような連絡体制を確保する。
2	3月 14時頃	建築工事業 1~9人 35~39歳	建築物、構築物 飛来、落下	【発生状況】 住宅解体工事現場において、高さ2.7mのコンクリート塀の取り壊し作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡したもの。 【災害防止のポイント】 ① 工作物の倒壊による危険を防止するために、あらかじめ、工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行う。 ② 上記①の作業計画は、作業の方法及び順序、使用する機械等の種類及び能力、控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁の倒壊による危険を防止するための方法を示したものとす。 ③ コンクリート等で作られた壁、塀等を解体もしくは破壊する場合には、不意の倒壊を防止するための控え、やらず等を設ける。
3	3月 15時頃	土木工事業 1~9人 35~39歳	不整地運搬車 墜落、転落	【発生状況】 河川改修工事で、被災者が不整地運搬車を操作し、土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路から河川側の段差(高さ約1m)を落下し死亡したもの。 【災害防止のポイント】 ① 不整地運搬車の運転の業務についての技能及び知識の向上を図る。 ② 不整地運搬車を使用する際には、あらかじめ、場所の広さ、地形、不整地運搬車の種類、能力及び荷の種類と形状に適合する作業計画を定め、これにより作業を行わせる。 ③ 不整地運搬車を使用する作業については、作業指揮者を定め、上記②の計画に基づき、作業を指揮させる。 ④ 不整地運搬車が作業中、法面等から転落するおそれがある時は、車止めを設ける等転落防止の措置を講じさせるか又は、誘導者を配置してその者による誘導により作業を行わせる。

4月 12時頃	建築工事業 1~9人 45~49歳	有害物 有害物等との接触	【発生状況】 共同住宅の原状復旧工事において、浴室(ユニットバス)で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡したもの。
4			【災害防止のポイント】 ① 室内で有機溶剤を取り扱う業務については、窓等の開放を行うとともに、プロアー等で強制換気等を行い、有効な呼吸用保護具の使用を徹底する。 ② 室内作業において、有機溶剤を用いる洗浄作業は有機溶剤作業主任者を選任し、ばく露防止のための換気方法、作業方法等を事前に検討する。 ③ 有機溶剤を取り扱う作業を行う前に化学物質のリスクアセスメントを行い、ばく露のリスク低減のための代替物質への変更の検討を行うほか、必要により作業者に有機溶剤中毒防止の安全衛生教育を行う。 ④ 元請は作業場の巡回を行い、下請に対して、有機溶剤作業における換気の方法、保護具の適切な選択と使用、安全衛生教育などについて指導援助を行う。
4月 10時頃	建築工事業 1~9人 50~54歳	可燃性ガス 爆発	【発生状況】 被災者は、1階床スラブ鋼板デッキプレートのガス溶断作業を行ったところ爆発し、コンクリート床材などが周囲に吹き飛び、爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれたもの。また、爆発で吹き飛んだコンクリート片などにより、周辺で作業していた4人が負傷した。地中から湧出したメタンガスが地下ビットのコンクリートとピーコン穴の隙間からビット内に入り、爆発下限界に達していたものと推定される。
5			【災害防止のポイント】 ① 工事場所の地質等の状況に応じて、適切なセーフティアセスメントを行い(ボーリング調査時にメタンガス等可燃性ガスの有無も積極的に調査すること)、その結果、安全が確保できないときは発注者と協議し、計画変更を行う。 ② 工事開始前の社内審査体制を確立し、周囲の状況調査等知り得たところに適応する作業計画となっているか確認する(ガスの種類に応じたガス検知器を必要数備え付けて使用すること、強制換気を行うことなど)。 ③ 溶接作業等火気を伴う作業の前には、ガス検知器により危険なガス蒸気等の存在の有無を確認し、可燃性ガス等が充満しているおそれがある場所では、着火源となりうる溶接等の作業は行わない。
5月 14時頃	土木工事業 1~9人 30~34歳	玉掛用具 飛来・落下	【発生状況】 温泉掘削工事現場において、さく井機本体の解体前の工程で、さく井機の下ぐらにピン止め固定された鉄板を取り外す作業中、被災者と同僚が鉄板のつりビースに玉掛け、移動式クレーンで地切りして、ピンを抜いたところ、鉄板が被災者側に傾き、激突したもの。
6			【災害防止のポイント】 ① つり荷の下方に立ち入って作業は行わない。やむを得ず立ち入る場合は、つり荷の落下防止措置を行う。 ② 荷の設置状況の把握、固定の解除等を考慮した人員配置の検討、作業手順を作成し、あらかじめ周知を実施するとともに、リスクアセスメントを実施して作業に伴う危険性を事前に排除する。 ③ 重量物である荷をつり上げるときは、玉掛け作業の安全に係るガイドラインに基づき、荷の形状や安定性を考慮して作業を行う。

5月 16時頃 土木事業 1～9人 70～74歳 トラック はさまれ・巻き込まれ 7 	【発生状況】 ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。※サイドブレーキはかけていたが、輪留めはなし トラック逸走時、トラックの横転により解体用つかみ機が荷台から転落、解体用つかみ機に乗っていたオペレーターはその場にあった立木との間にはさまれて死亡したものの。 【災害防止のポイント】 ① セーフティローダーダンプへの積み込み・積み下ろし作業は、必ず平坦な安定した場所に車両を停車して行う。 ② 運転席から離れる際には、サイドブレーキを十分に引き、適切な規格の輪止めをタイヤに密着させて設置する。 ③ やむを得ず坂道で積み込み等作業を行う時は、運転手が車両に乗った状態で行う。	7月 13時頃 建築工事業 1～9人 25～29歳 屋根、はり、もや、けた、金庫 墜落、転落 10 	【発生状況】 工場の明り取り用の屋根材の交換作業を同僚とともに進めていた被災者が、取替前のアクリル板(縦1m、横3.7m)の屋根材を踏み抜き、工場内のコンクリートに約17m墜落したものの。 【災害防止のポイント】 ① スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う際に、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じる。 ※ 防網を張る等の「等」には親網を配置し、墜落制止用器具を使用させることも含む。 ② 作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行う。
5月 16時頃 土木事業 1～9人 75～79歳 トラック 墜落、転落 8 	【発生状況】 ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。※サイドブレーキはかけていたが、輪留めはなし トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした作業員が横転したトラックと地面にはさまれ死亡したものの。 【災害防止のポイント】 ① セーフティローダーダンプへの積み込み・積み下ろし作業は、必ず平坦な安定した場所に車両を停車して行う。 ② 運転席から離れる際には、サイドブレーキを十分に引き、適切な規格の輪止めをタイヤに密着させて設置する。 ③ やむを得ず坂道で積み込み等作業を行う時は、運転手が車両に乗った状態で行う。	7月 13時頃 土木事業 1～9人 45～49歳 トラック 激突され 11 	【発生状況】 傾斜地において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にドラグ・ショベルを横込む作業中、荷台を定位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、前輪が浮き、輪留めを超えて当該車が逸走した。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したものの。 【災害防止のポイント】 ① セーフティローダーダンプでの積み込み・積み下ろし作業は、必ず平坦な安定した場所に車両を停車して行う。 ② 運転席から離れる際には、サイドブレーキを十分に引き、適切な規格の輪止めをタイヤに密着させて設置する。 ③ やむを得ず坂道で積み込み等作業を行う時は、運転手が車両に乗った状態で行う。
7月 14時頃 土木事業 30～49人 25～29歳 軌道装置 激突 9 	【発生状況】 シールドトンネル内部(発進立坑から約1km地点)において、シールドトンネル先端から発進立坑へ戻る機材運搬車と、発進立坑からシールドトンネル先端へ向かう電動式台車が衝突し、電動式台車を運転していた被災者が負傷し、病院に搬送されたが死亡したものの。 【災害防止のポイント】 ① 状況に応じてあらかじめ信号装置の表示方法を定めて信号装置を設け、関係労働者に周知する。 ② 軌道装置の運転者への合図について、合図者の立つ位置や合図の方法を定め、関係作業者に周知徹底し、定められた位置や方法で合図が行われていることを定期的に点検して確認する。 ③ 軌道装置で使用するバッテリーカー等の動力車の運転は、動力軌条運搬車等の運転業務に係る特別教育を受けた者に行わせる。	7月 14時頃 その他の建設業 1～9人 55～59歳 高温・低温環境 高温・低温の物との接触 12 	【発生状況】 農業用ハウスの配管設備工事において、昼休憩を取り午後1時から作業を再開した。30分後、被災者が気分が悪そうにしていたので、同僚が車両の日陰で休憩するよう促し、その後、様子を見に行ったときに倒れており、病院に搬送され入院加療中であったが、2か月半後に死亡したものの。 【災害防止のポイント】 ① 暑さに慣れていない時期に屋外作業に従事させる場合、十分な休憩をとり、1週間程度かけて身体を慣らす。 ② 体調不良者を把握した場合は、ためらうことなく救急車を呼び、病院へ搬送する。 ③ JIS規格に適合したWBGT指数計を現場に準備し、計測結果を活用する。 ④ 健康診断結果に基づき、医師の意見を聴き人員配置を行う。 ⑤ 睡眠不足、体調不良等が熱中症の発症に影響することを踏まえ、労働者に対して体調管理に留意するよう指示する。

13	9月 14時頃	建築工事業 1～9人 45～49歳	開口部 墜落、転落	【発生状況】 地上3階建て倉庫の解体工事現場で、2階フロアの什器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部から、高さ約6.4m下方の1階の床面上に墜落した。 災害発生時、開口部には墜落及び飛来落下の防止のため、残置物のロッカー2台をもって覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1台を移動させ、墜落したものの。 【災害防止のポイント】 ① 開口部には覆い、囲い、手すりなど墜落防止措置を講じること。また、容易に可動できる措置や残置物の再利用は避けること。 ② 開口部を墜落防止措置を講じたときは、開口部である旨の表示を行うこと。 ③ 開口部の安全対策を盛り込んだ作業計画書の策定、安全確保について事業者間の協議する組織を設けて連絡・調整を密にし、コンクリート工作物解体作業主任者の職務を的確に行う。 ④ 不慣れな作業には安全教育を徹底する。
				
14	11月 9時頃	建築工事業(木造) 1～9人 70～74歳	建築物・構築物 墜落、転落	【発生状況】 被災者は同僚と2名でアパートの2階の一室をリフォーム工事する工事に従事していたが、同僚が部材を取りに現場を離れ、被災者が現場に一人になった後、工事していた部屋の直下となる地上に意識がなく倒れている状態で通行人に発見されたものの。 被災者の傍に2階窓の手すりがあったため、手すりを取り外す作業中であつたと推定。 【災害防止のポイント】 ① あらかじめ、手すりを取り外したときの墜落防止措置についてリスクアセスメントを行い、その結果に基づいた作業計画を定め、それに従って作業を行う。 ② 墜落制止用器具を着用するなどの墜落防止措置を講じる。
				

職場の安全はリスクアセスメントから

職場の安全担当者向け

オンラインセミナー
(ZOOM)

参加無料（要申込）

リスクアセスメントの実施が努力義務化となってから、20年以上経過しましたが、依然として死亡災害が多発しています。

職場の安全を確保するには、適正にリスクアセスメントを実施することが重要です。

そこで、リスクアセスメントを基礎から学ぶ「講習会（初級）」とリスクアセスメントは実施しているものの効果がない等悩まれている事業場向けの「講習会（中級）」の2種類の講習会をオンラインで開催します。ぜひご参加ください。



開催日時

講習会（初級）

第1回 令和8年7月22日（水） 第2回 令和8年9月18日（金）

第3回 令和8年11月20日（金） 第4回 令和9年1月22日（金）

いずれも 14:00～16:30

講習会（中級）

第1回 令和8年8月21日（金） 第2回 令和8年10月23日（金）

第3回 令和8年12月16日（水） 第4回 令和9年2月10日（水）

いずれも 14:00～16:15



プログラム

講習会（初級）

- ・リスクアセスメントの重要性を学ぶ
- ・リスクアセスメントのすすめ方

神奈川労働局
中央労働災害防止協会

講習会（中級）

- ・リスクアセスメントの課題と今後
- ・事業場におけるリスクアセスメントの取り組み

神奈川労働局
キヤノン株式会社



申込方法

6月中旬から申込開始

各回開催日の7日前までに右の二次元コードもしくは、
<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>
からお申込みください。



主催 神奈川労働局労働基準部安全課

お問合せ先 045-211-7352

R8.5

— 本日の説明内容 —

- 1 建設業における労働災害の発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 個人事業者等の安全衛生対策に係る法令改正について
- 4 その他労働災害防止対策

第14次労働災害防止計画の概要



令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法(第6条)に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

- POINT 01** 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進
- POINT 02** 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- POINT 03** 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- POINT 04** 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- POINT 05** 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- POINT 06** 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
- POINT 07** 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
- POINT 08** 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

第14次労働災害防止計画（建設業）

主な取組事項

- 高所作業場所への手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用
- 墜落・転落災害の防止に係るリスクアセスメントの実施
- はしご・脚立等の安全な使用
- クールワークキャンペーンの推進



高所作業場所への手すり等の設置・墜落制止用器具の確実な使用

- 短期間・短時間での作業であっても、
確実に墜落防止対策を実施する。
- 墜落防止対策は手すりや囲い等の設置が基本。
- 手すりや囲い等の設置ができない場合は、
墜落制止用器具を取り付けられる設備を設け、
墜落制止用器具の確実な使用を徹底させる。

安衛則第518条 高さが2メートル以上の墜落危険性のある箇所で作業を行う場合には、足場を組み立てる等の方法で作業床を設けなければならない。

安衛則第519条 高さが2メートル以上の墜落危険性のある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

—足場の設置が困難な屋根上作業—
墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル



足場からの墜落防止措置①

冊子P31～38

安衛則に基づく墜落防止措置

わく組足場

高さ15～40cm
の位置に下さん

高さ15cm以上
の幅木

手すりわく

いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋かい」
+ 「下さん」
※ 高さ15～40cmの位置
- ② 「手すりわく」

わく組足場以外

高さ85cm以上
の手すり

高さ85cm以上
の手すり

高さ35～50cm
の位置に中さん

高さ35cm以上
の防音パネル等

わく組足場の妻面

わく組足場以外
の足場に該当

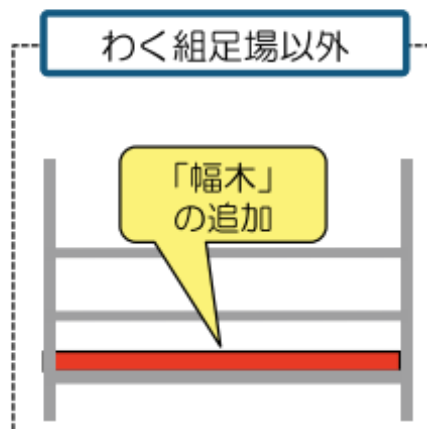
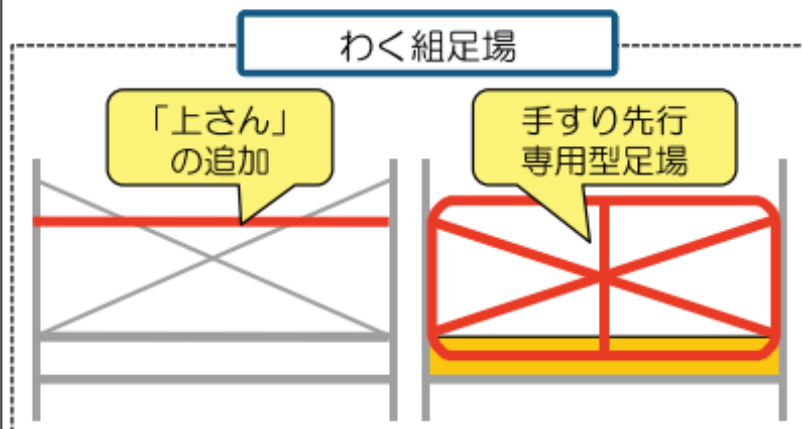
両方の措置が必要です

- ① 「手すり」
※ 高さ85cm以上
- ② 「中さん」
※ 高さ35～50cmの位置

足場からの墜落防止措置②

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

●「より安全な措置」

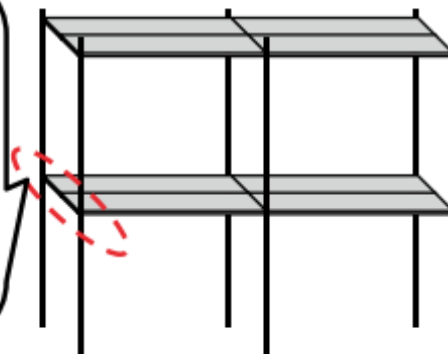
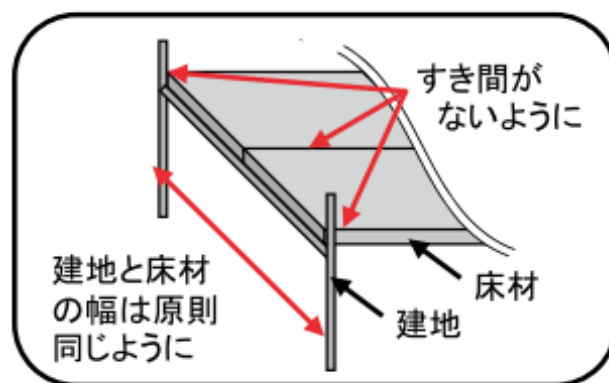


【わく組足場】

- ・「上さん」の追加
- ・「手すり先行専用型足場」の設置

【わく組足場以外】

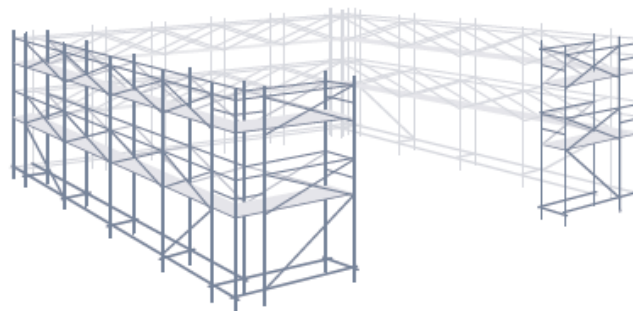
- ・「幅木」の追加



- ・「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
- ・「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

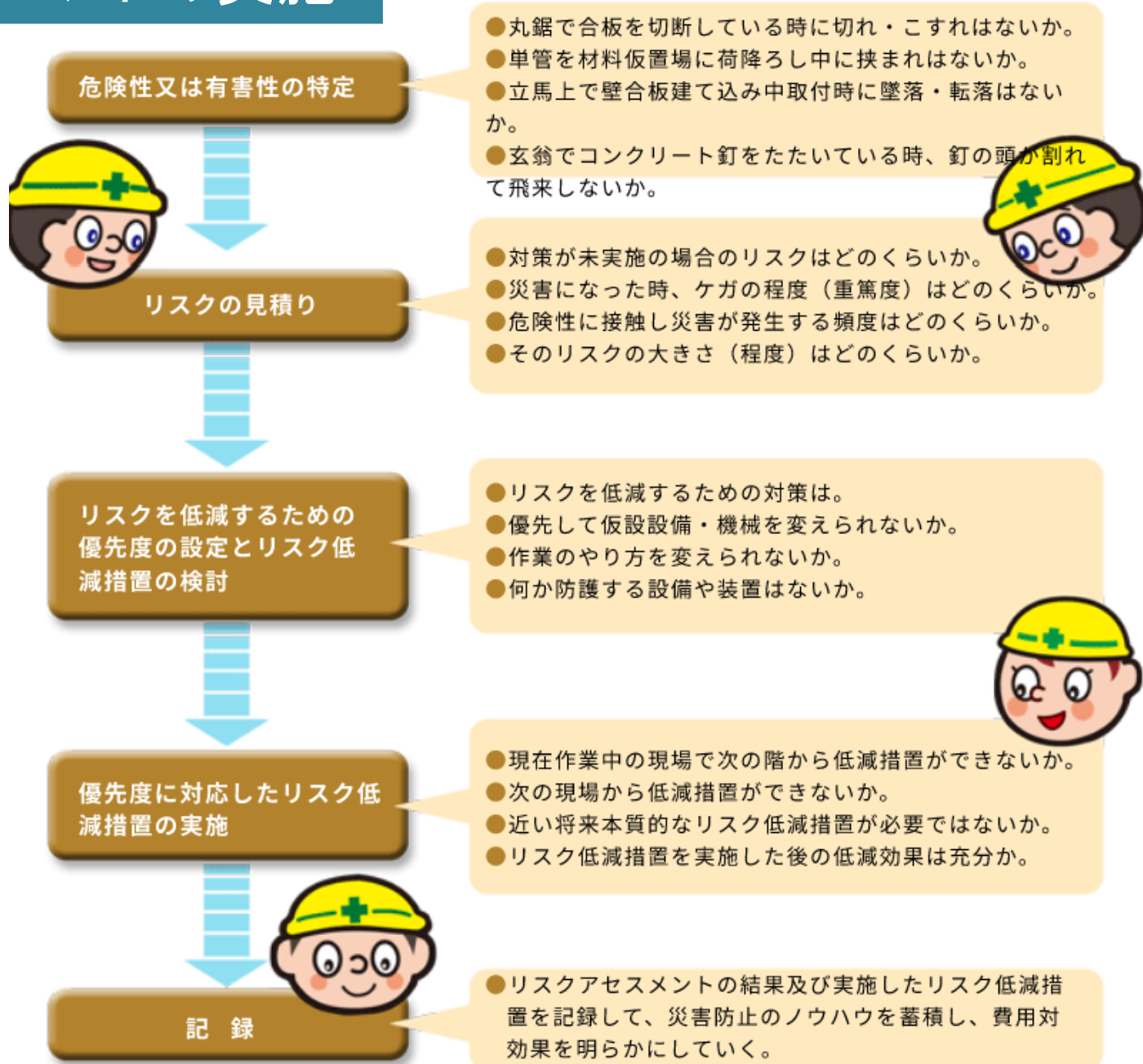
3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

リスクアセスメントの実施



職場のあんぜんサイト



【検討に当たっての優先順位①】

- ・危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置



足場からの「墜落・転落」
について考えた場合の例

- ・「無足場工法」や「大組・大払工法」など高所作業が少なくて済む工法や作業方法の採用
- ・高所での組立・解体作業を必要としないゴンドラや高所作業車の採用

【検討に当たっての優先順位②】

- ・インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策



- ・手すり等の設置など安衛則に基づく墜落防止対策の実施
- ・組立・解体時における最上層での作業に当たって手すり等をあらかじめ設置すること

【検討に当たっての優先順位③】

- ・マニュアルの整備等の管理的対策



- ・墜落危険個所への立ち入り禁止措置や、安全ネット等による墜落距離の低減
- ・作業主任者による適切な指揮、作業マニュアルの作成、不安全行動の防止に関する安全衛生教育の実施

【検討に当たっての優先順位④】

- ・個人用保護具の使用



- ・臨時に手すり等を取り外す際や組立・解体時等に手すり等を設けることが困難な場合における安全帯の使用
- ・墜落のリスクに応じた安全帯の「2丁掛」の徹底

はしご・脚立の安全な使用

冊子P39～40

建設業の
労働者、事業主
の皆さまへ

墜落・転落災害を減らすため、
はしごや脚立を安全に使いましょう！

建設業で最も多い労働災害は「墜落、転落」です。死亡災害では足場からの墜落などが代表的ですが、休業4日以上死傷災害でみると「はしご」や「脚立」等によるものが最多です。

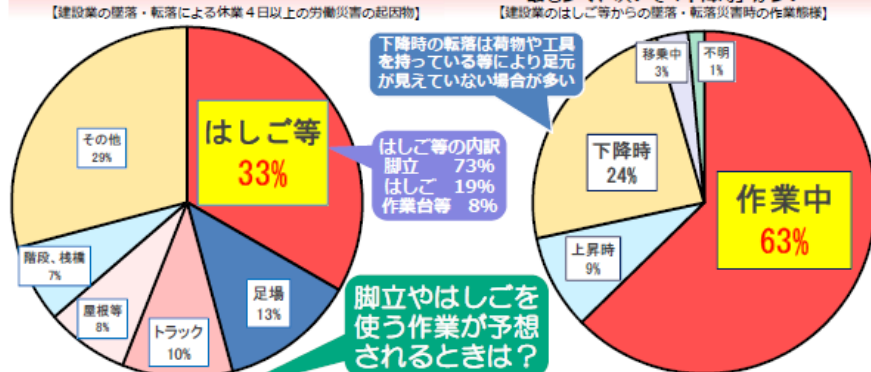
はしごや脚立は身近で便利な道具ですが、過去の災害事例によると、骨折など重篤な災害が多数発生し、1月超の休業や障害が残ったり、負傷箇所によっては死亡する場合も少なくありません。

このリーフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

統計資料「はしご等(※)」に関する災害(発生状況) ※「はしご等」とは、はしご、脚立、作業台など
(出典：平成31年～令和5年労働者死傷病報告)

①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い

②「はしご等」からの墜落・転落は「作業中」が最も多く、次いで「下降時」が多い
(建設業の墜落・転落による休業4日以上労働災害の起因物)



まずは**リスクアセスメント**！(作業の高さ、範囲、使用工具、作業スペース等事前調査し、危険性を特定)

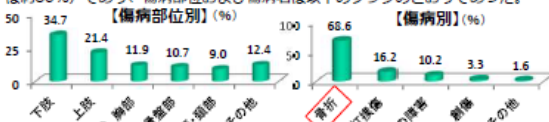
- 検討項目
- はしごや脚立の使用自体を避けられないか？
 - 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか？

検討の結果、はしごや脚立を使う場合はさらなる**リスク低減**を！

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より①

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件(全数の25.5%)を分析した結果、脚立に起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢が全体の半数以上を占める。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害になりやすい。

神奈川県労働局管内では
現在も同様の傾向です

厚生労働省

神奈川県労働局・労働基準監督署



(R6.3)

作業中のはしごや脚立から転落災害を減らすために！

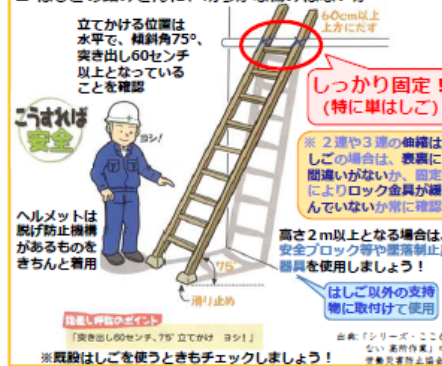
作業高さに合うサイズのはしご、
脚立を選択！

選び方



はしごの10のチェックポイント

- はしご上での実作業を避けた作業手順となっているか
- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか(固定できない場合、別の者が下で支えているか)
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごを立て掛け角度は75度程度か
- はしごの足元に、滑り止め(転倒防止措置)があるか
- 高さが2m以上となる場合は、安全ブロック等や墜落制止用器具(ハーネス等)を使用しているか
- ヘルメット(脱け防止機構が有効なもの)を着用し、あごひもを締めているか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか
- (はしごをボルトで取り付けている場合)ボルトが錆んだり腐食したりしていないか
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはないか



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より②

建設業におけるはしごからの墜落・転落死亡災害の状況(概要)

- ・約2割が2m未満の高さから墜落
- ・約7割は、はしごを固定せずに使用
- ・55件のうち墜落制止用器具を使用していたのは1件のみ
- ・約6割が保護帽着用。このうち約3割で保護帽が脱落

脚立の10のチェックポイント

- 脚立は安定した場所(水平な場所)に設置しているか
- 開き止めに確実にロックをかけたか
- なじ、ピン、のび、脱着や踏みさんに明らかな傷みはないか
- 天板上に立つ、天板をまったく必要のない作業手順か
- 荷物を手に持って昇降する必要のない作業手順か
- 作業の際は、2段目(3段目以下がより良い)以下の踏みさんを使用しているか
- 作業の際は、身体を天板や踏みさんに当て、姿勢を安定させているか
- 頭の真上での作業にならないか
- ヘルメット(脱け防止機構が有効なもの)を着用し、あごひもを締めているか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する

資料出所：建設業における死亡災害(2011～2019)のうち、はしごを起因物とする墜落・転落災害55件を調査分析

(注)労働安全衛生総合研究所 労働安全衛生総合研究所

ヘルメットは脱け防止機構があるものを！

ヘルメットのあごひもがあごひもが固定されていない場合、転倒などで頭が揺らぐと、あごひもが頭より上をすべり、ヘルメットが脱落して頭部を保護できなくなることがあります。



STOP!

熱中症

クールワーク

キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携帯
させる等を考慮)

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一日作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

暑さ指数（WBGT値）とは

暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）とは

①気温 ②輻射熱（放射熱）③湿度

の3つを取り入れた熱中症の危険度を判断するための指数

$$\text{暑さ指数 (WBGT)} = \begin{array}{ccc} \begin{array}{c} \text{乾球温度 (気温)} \\ \text{1} \end{array} & : & \begin{array}{c} \text{湿球温度} \\ \text{7} \end{array} & : & \begin{array}{c} \text{黒球温度} \\ \text{2} \end{array} \end{array}$$

<出典> 環境省熱中症予防情報サイト 暑さ指数(WBGT)について学ぼう

https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_lp.php



黒球温度計

自然湿球・乾球温度計



据え置き型 WBGT 指数計



ハンディ型 WBGT 指数計

<出典> 環境省「熱中症 環境保健マニュアル2014」

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる
着衣補正値も確認(表1-2)



基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには
第2 熱中症予防対策を行う

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検等) ・腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作) ・立位でドリル作業(小さい部品) 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転等) ・腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り) ・軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬 ・ショベル作業、ハンマー作業、のこぎり作業 ・硬い木へのかなな掛け又はのみ作業 ・草刈り、掘る ・重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・おの(斧)を振るう ・激しくシャベルを使ったり掘ったりする ・階段を昇る ・平坦な場所で走る 	25	20

表1-2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT基準値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	SMSはポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透過性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透過性つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フード付き単層の不透過性つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなしの不透過性のつなぎ服	—————	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正値に加算される。	+1

注記1 透過抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMS はスパンボンド・メルトブローン・スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、並びにその共重合体などの総称である。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

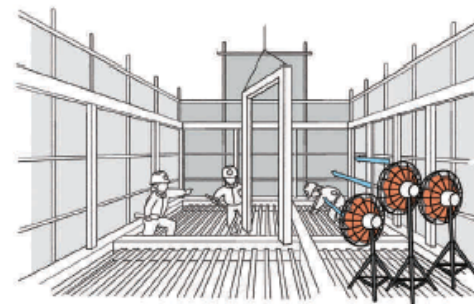
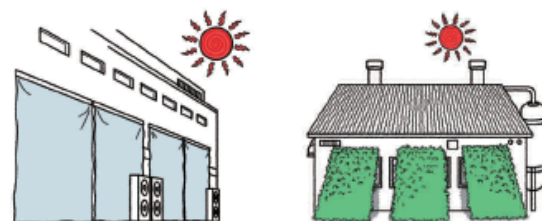
次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所のWBGT値の低減に努めること。

WBGT基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は除湿機能があることが望ましいこと。

なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意すること。



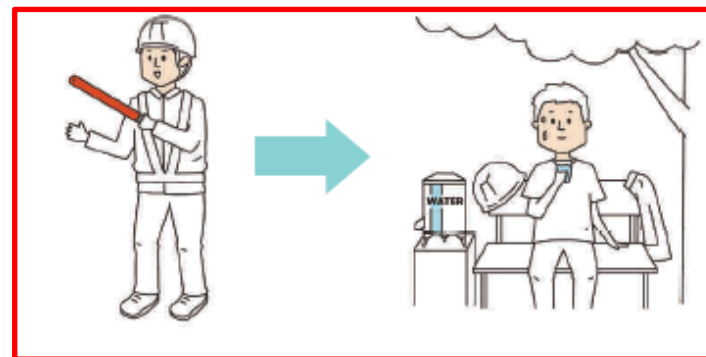
(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、
次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。

高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。

水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水などの備付け等を行うこと。

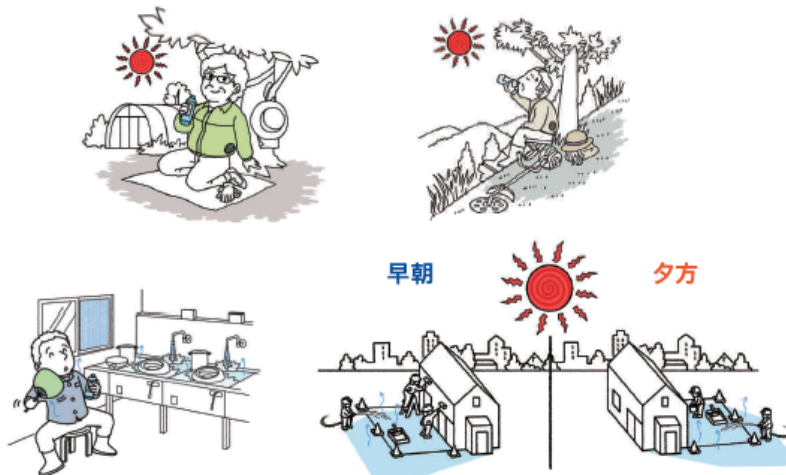


警備業者も同様の対策が必須

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。



(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適應すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

特に、梅雨から夏季になる時期において気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

暑熱順化トレーニング 日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする。
数日から2週間ほど続けて完了する。

歩く
走る



帰宅時に
一駅分歩くのもOK

歩く目安 **30分**
走る目安 **15分**
頻度目安 **週5回**

自転車



運動目安 **30分**
頻度目安 **週3回**

適度な
運動



筋トレやストレッチなど
適度に汗をかくもの

運動目安 **30分**
頻度目安 **週5回~毎日**

入浴
サウナ



お風呂はシャワーだけでなく、
湯船につかる

頻度目安 **2日に1回**

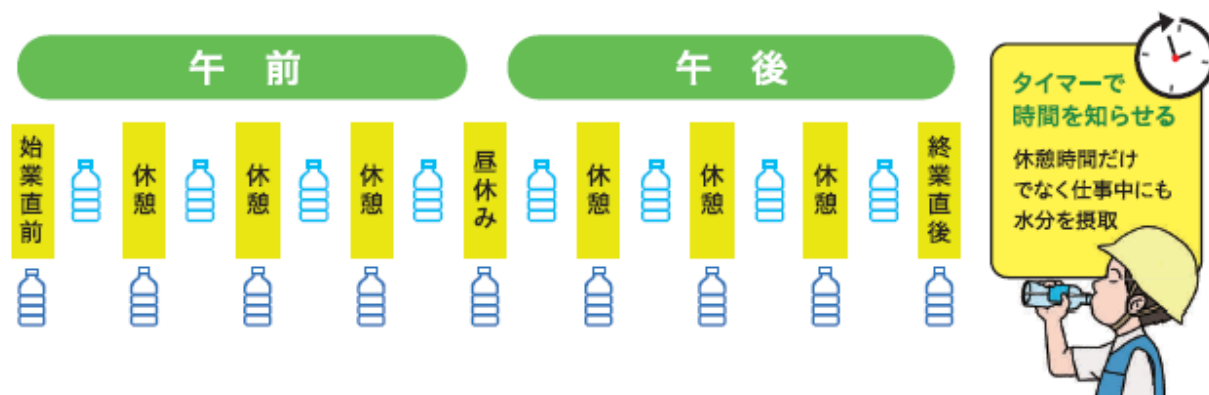
(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。

水分補給のタイミング

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



水分補給の注意点

⚠ 塩分を同時に補給する

大量に発汗

▶ 体内の塩分も消失

○ 水分と塩分を補給

× 水分のみ補給

体内の塩分割合の低下 ▶ 熱中症発症



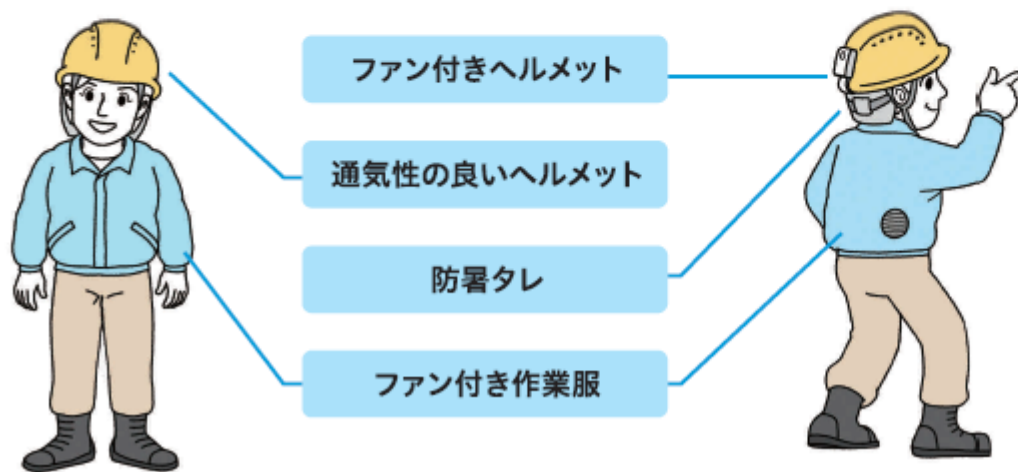
水分を摂らず
塩あめだけ舐めても
効果はありません！

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

・服装例

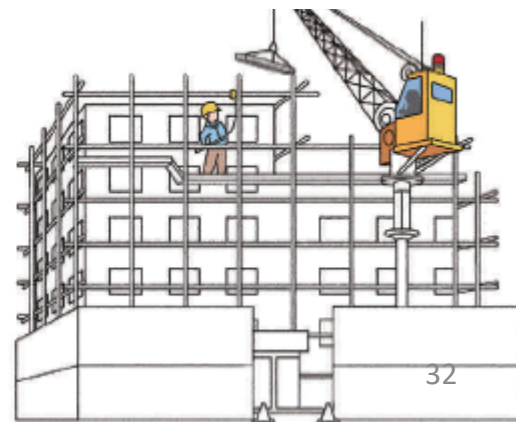


・通気性の悪い服例



(5) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条、第44条及び第45条の規定に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関連した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の4及び第66条の5の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。



(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第69条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者申し出るよう指導すること。



仕事前日の飲酒は 控えめに

飲みすぎた翌日は、
アルコールの
利尿作用で脱水状態になる。



ぐっすり眠る

夏は寝苦しくて、
睡眠時間が短くなりやすい。



(3) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して労働者の健康状態を確認すること。

また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意させること。



仕事前のチェック(管理者▶作業者)

☑ よく眠れたか

⚠ 寝不足だと体温調整機能が低下

☑ 体調は良いか

⚠ 持病のある人には「服薬確認」も

☑ 二日酔いしていないか

⚠ 二日酔いの場合は、すでに脱水状態

☑ 食事をしたか

⚠ 食事で水分・塩分・糖質などを摂取

「1日3食」しっかり食べれば、必要な塩分は摂取できる。



日本人の食塩摂取量の平均値:10.1g/日(摂取目標の平均値:8gなので塩分摂取過多)
令和元年(2019)「国民健康・栄養調査」より

📢 事業主・管理者の方へ

ファン付き作業服の
充電を忘れずに



4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

意識はハッキリしているが…

めまい・立ちくらみ・生あくび

熱失神

大量の発汗

筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)

熱けいれん



軽症
(重症度Ⅰ)

通常は現場で対応可能

※一人にせず見守る

- ▶ 冷所で安静
- ▶ 身体を冷やす
- ▶ 水分と塩分の補給

イライラ・フラフラ・ボーッとしている

頭が痛い

吐き気がする・吐く

身体がだるい・やる気が出ない

熱疲労



軽症・中等症
(重症度Ⅱ)

処置を誤ると重症化

医療機関への
搬送が必要

意識がない

けいれん発作

身体が熱い

熱射病



重症
(重症度Ⅲ・Ⅳ)

命に関わる状態

救急車要請
速やかに冷却処置

(2) 熱中症の予防方法

1から4までの熱中症予防対策が含まれる

(※1 作業環境管理 2 作業管理 3 健康管理 4 労働衛生教育)

以下コンテンツ等を用いて、
現場管理者や労働者に対して熱中症にかかる
必要な教育を行うこと



動画で学ぶ



自分でできる熱中症予防



オンライン講習



マニュアルダウンロード

(3) 緊急時の救急処置



[救急車が到着するまで]

作業着を脱がせ
水をかけ全身を

急速冷却



(4) 熱中症の事例

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

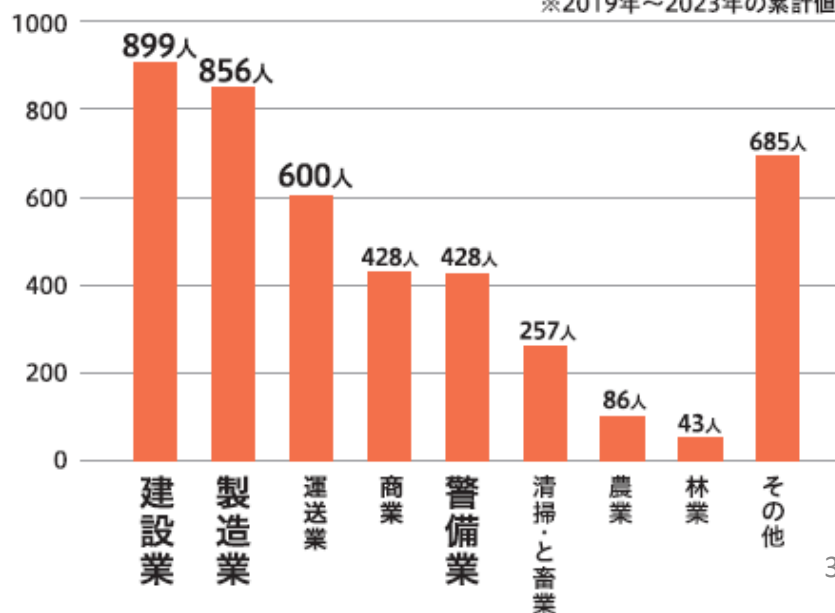
これも初期症状 ▼

「何となく体調が悪い、すぐに疲れる」

職場で **熱中症** になった人

(死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数)

※2019年～2023年の累計値



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

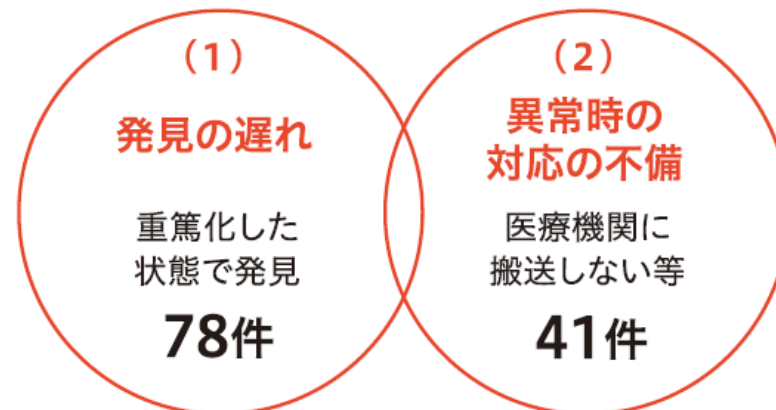
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



			重症度	症状	治療
			I 度	めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り、意識障害を認めない	通常は現場で対応可能 Passive Cooling、不十分ならActive Cooling、経口的に水分と電解質の補給
			II 度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下（JCS≤1）	医療機関での診療が必要 Passive Cooling、不十分ならActive Cooling、十分な水分と電解質の補給（経口摂取が困難なときには点滴にて）
qIV度	表面体温40.0℃以上（若しくは皮膚に明らかな熱感あり） +GCS≤8（もしくはJCS≥100 【深部体温測定は不要】） • 早急に深部体温を測定して、重症度を判断 • Active Coolingを含めた早期開始	深部体温 39.9℃以下 →	III 度 2024	下記の3つのうちいずれかを含む • 中枢神経症状（意識障害 JCS≥2、小脳症状、けいれん発作） • 肝・腎機能障害（入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害） • 血液凝固異常（急性期DIC診断基準（日本救急医学会）にてDICと診断）	入院治療の上、Active Coolingを含めた集学的治療を考慮する。
		深部体温 40.0℃以上 →	IV 度	深部体温40.0℃以上かつ GCS≤8	Active Coolingを含めた早急な集学的治療

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



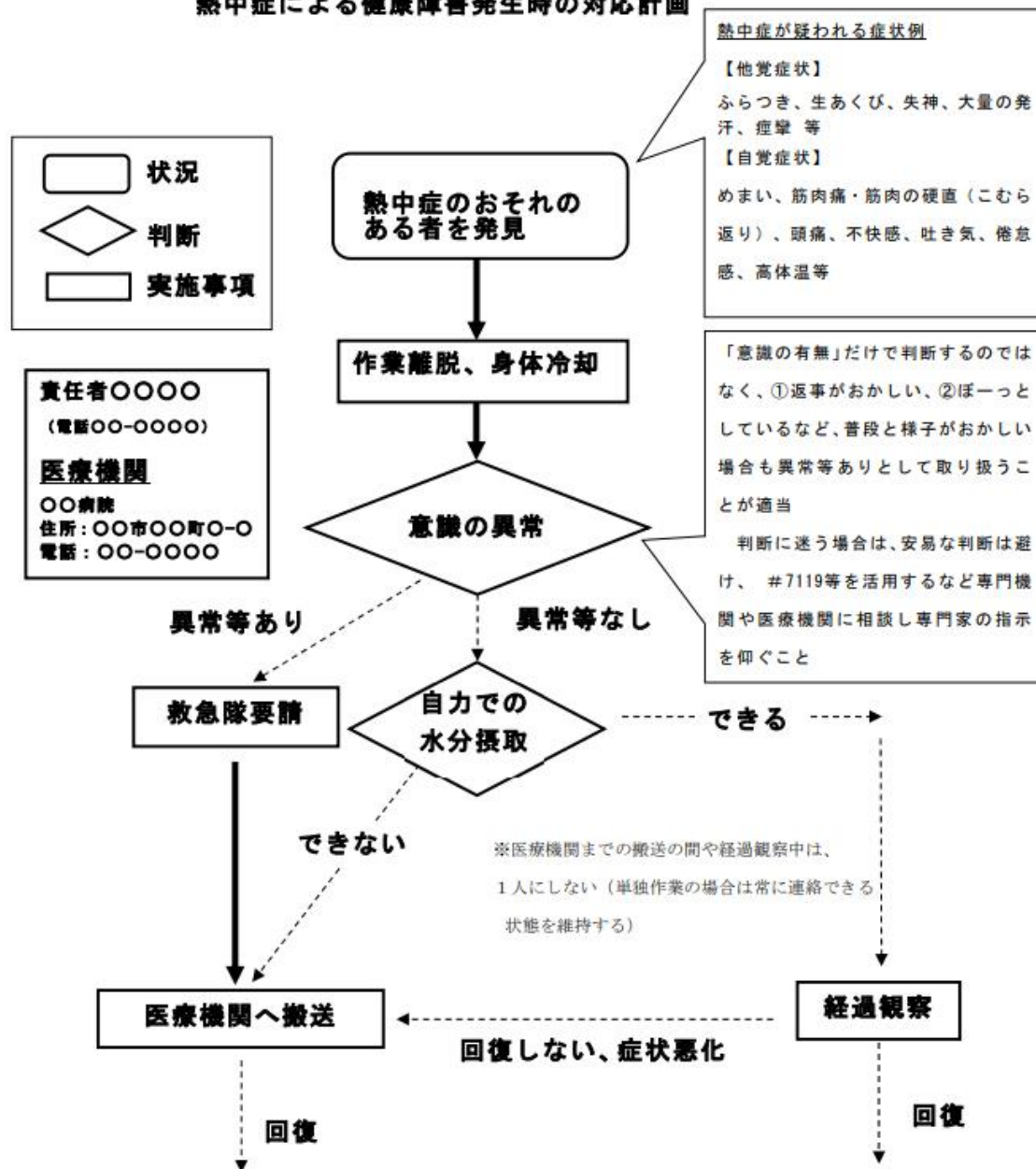
対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



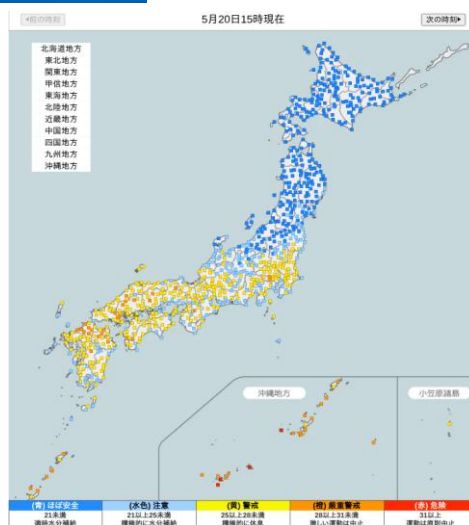
CLICK

⚠ 夏季の暑熱環境下における作業に備えて、徐々に身体を暑さに慣らしていきましょう。

職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法等周知事業



熱中症予防情報サイト



事業主の皆様

労働災害防止とアンケートのお願い（令和8年度版）

神奈川労働局 労働基準部長

時下ますますご清栄のことと御喜び申し上げます。

また、日頃、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局における労働災害発生状況は、休業4日以上之死傷災害が平成29年以降、増加の一途をたどっている等、大変厳しい状況となっています。このような状況下、当局では、労働災害を計画的に削減するため、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）を策定して、下記を目標として取り組んでいるところです。

労働災害を防止するためには、各事業場において、法令遵守はもとより、転倒災害の防止など各種対策に取り組んでいただくことが、大変重要であることから、当局では、労働災害防止対策の実態を把握するためアンケートを実施させていただくことといたしました。

つきましては、業務ご多忙中、大変恐縮とは存じますが、神奈川労働局ホームページの専用ページに、下記アドレス又は二次元コードからアクセスいただき、アンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。

また、本件のアンケートは令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に1回だけのご回答をお願いするものです。

なお、本アンケートの内容は、労働行政推進のために使用し、それ以外の用途には使用しないことを申し添えます。

御不明な点は、神奈川労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

1 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。

2 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少(7,400人以下)する。

本アンケートページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudoul4/dail4jibou>

※アドレスの二次元コード



お問い合わせ先

鶴見労働基準監督署 第二方面
045-279-5486

皆様の取組を今後の労働災害防止対策に活用させていただきます！

アンケートへのご協力をお願いします。



— 本日の説明内容 —

- 1 建設業における労働災害の発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 個人事業者等の安全衛生対策に係る法令改正について
- 4 その他労働災害防止対策

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

冊子P16～17

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

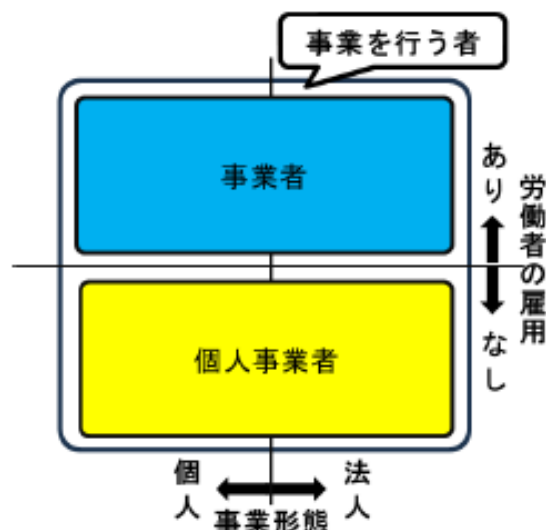
個人事業者の定義など

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「個人事業者」は、個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「個人事業者等」として、中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。

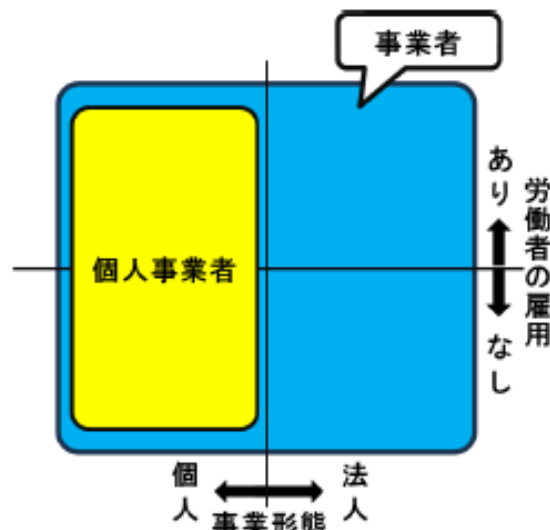
《改正安衛法》

- 「個人事業者」は「事業者」には含まれない。
- 労働者を使用しているか、否かで、「事業者」と「個人事業者」に分かれる



《地方税法》

- 「個人事業者」は「事業者」に含まれる。
- 事業形態(個人か法人か)で「個人事業者」か否かが分かれる。



法令上の定義

《改正労働安全衛生法》

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 事業者 | 事業を行う者で、 <u>労働者を使用するもの</u> （第2条第3号） |
| 個人事業者 | 事業を行う者で、 <u>労働者を使用しないもの</u> （第31条の3） |

《地方税法》

- | | |
|-------|----------------------------|
| 事業者 | <u>個人事業者及び法人</u> （第72条の77） |
| 個人事業者 | 事業を行う <u>個人</u> （第72条の77） |

注文者等による対策

1 注文者の責務の範囲の明確化（R7.5）

- ・ 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- ・ 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- ・ 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める（R8.4）

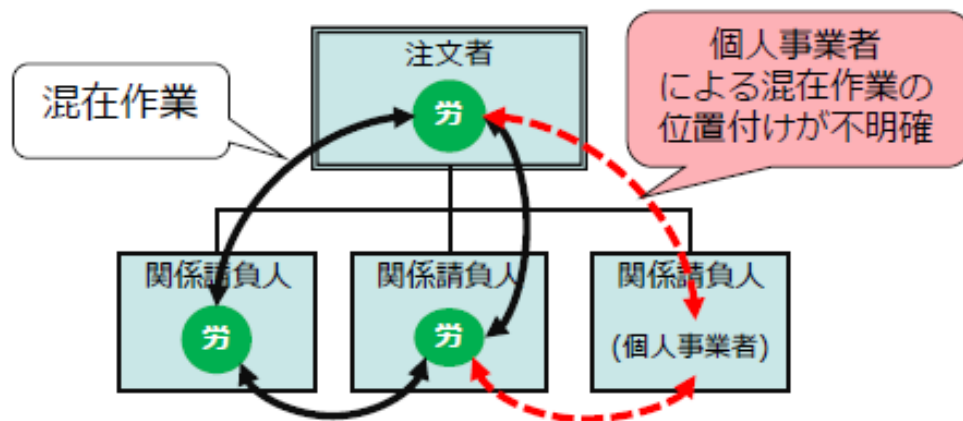
- ・ 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

※ 「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

- ・ 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
- ・ 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限らず事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

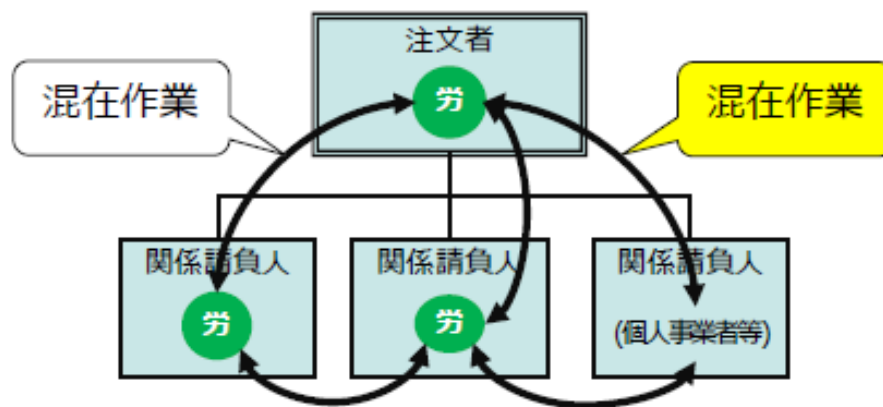
（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

「現行」



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

「見直し後」



個人事業者等自身による措置

1 機械等の安全の確保（R9.4施行）

- ・ 機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化
 - ① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

2 危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

- ・ 事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化
 - ※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

災害報告制度等①（R9.1）

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上之死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

- 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- 個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

- 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

- 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会
安全衛生分科会 資料1抜粋

報告義務
(罰則なし)

情報提供

被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	
休業4日以上の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生的事实を伝達することが困難な場合				
	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能	○			
	災害発生的事实を伝達することが可能な場合				
	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		
休業4日未満等報告義務対象外の災害	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○			
	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			

労働基準監督署

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

— 本日の説明内容 —

- 1 建設業における労働災害の発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 個人事業者等の安全衛生対策に係る法令改正について
- 4 **その他労働災害防止対策**



正しい玉掛け作業で安全確保！

～玉掛け作業の安全に係るガイドラインについて～

神奈川県労働局・労働基準監督署

令和4年に全国で発生したクレーン、移動式クレーン、玉掛用具等に係る死亡災害をみると、玉掛けに関連するものが約半数を占める状況にあり、これらの災害の多くは、玉掛けした荷の運搬中に荷が落下したり、作業者に激突すること等によって発生しています。

また、平成30年から令和4年の5年間に神奈川県労働局管内においても、クレーン、移動式クレーン、玉掛用具等に係る死亡災害が7件発生している状況にあります。

そこで地域事業場の皆様におかれましても、重篤な労働災害を防止するため、正しい玉掛け作業を徹底することが非常に重要な課題であることを認識し、あらためて現場で「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」が徹底されますようご協力をお願いいたします。

元方事業者による建設現場 安全管理指針のポイント

厚生労働省では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。



高齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

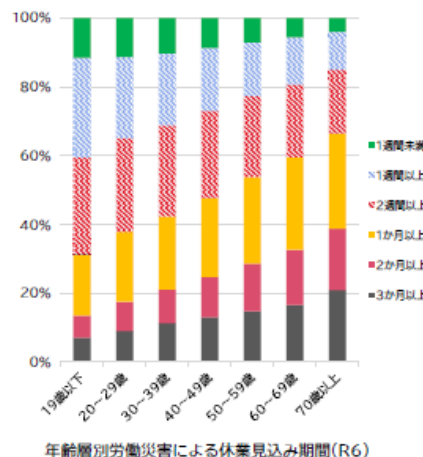
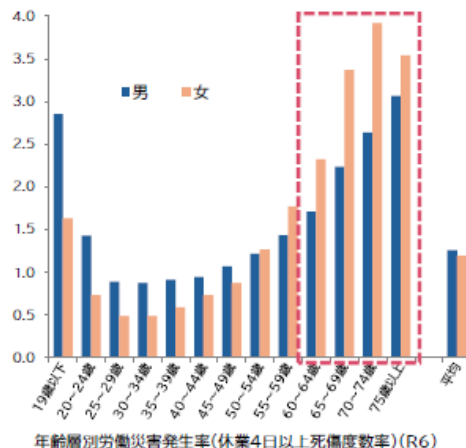
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

高齢労働者の安全衛生対策



っとすべり つまずき注意!! よく て転倒災害防止!!

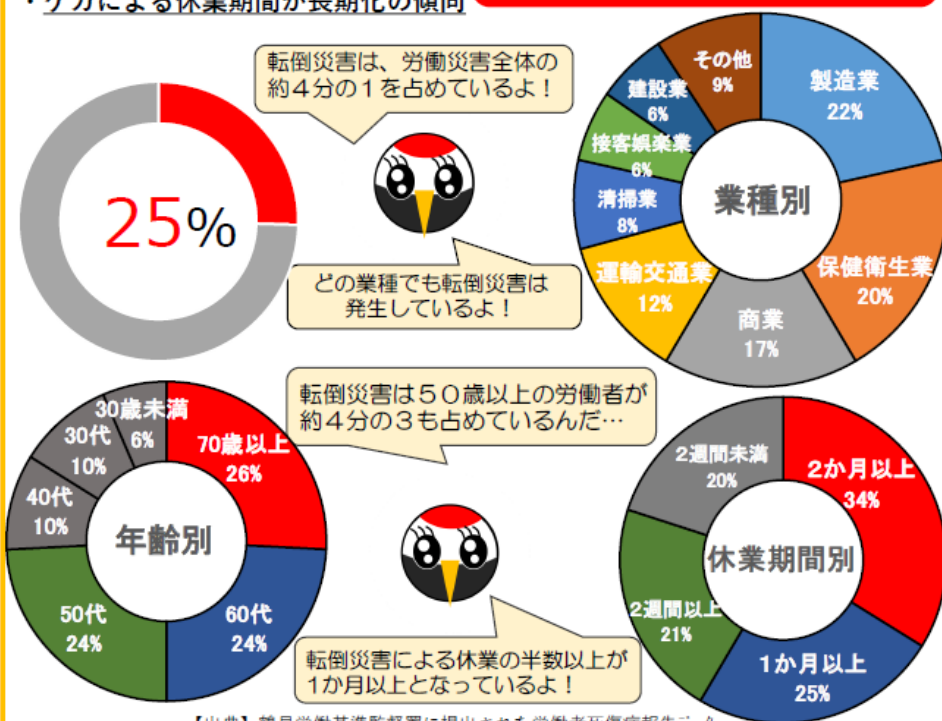
全国的にも

鶴見労働基準監督署管内では**転倒災害**が多発しています。

【転倒災害の特徴】

- ・業種横断的に発生する
- ・高年齢層による災害が多い
- ・ケガによる休業期間が長期化の傾向

労働者が長期間休業してしまうと、事業活動が停滞し、働き方改革を推進する事業者にも大きな影響を及ぼします。



【出典】鶴見労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告データ（2025年分）

鶴見署HP



鶴見労働基準監督署



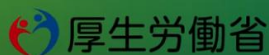
(2026.4)

安全標識例



厚生労働省労働基準局委託
外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業(建設業)

『共通事項』 安全衛生のポイント



※用語は、慣例的に使用されている言葉を
使用していることがあります。

建設業に従事する
外国人労働者向け教材



危険・有害性の「見える化」

危険・有害な場所、機械、作業について、語句、図柄、写真、色、光、音などで注意喚起すること等により、その場所への接近やその機械の使用、作業の実施に当たっての安全対策の徹底を図る。



範囲内が開口部であることを
黄色のネットで注意喚起
○色による注意喚起



水平ネットで開口部を養生している。
開口部端から垂らした黄色の鎖で開口部の真下の範囲を示し、注意喚起している。
○飛来・落下災害防止の注意喚起



バー

コーン



単管

安全通路の表示

ネット

- (左) 緑色のコーン・バーで安全通路を明示し、建設車両の通行帯と区分 ○安全通路の明示による注意喚起
- (右) 黄色のネットと安全通路の表示で、安全通路を確保、明示している。
単管は墜落転落防止の役割を果たしている。
○安全通路の明示による注意喚起